

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	86	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

耐震シェルター等の命を守る方策に関する安全基準の策定及び適合製品の認定制度の整備等

提案団体

岡山県、山形県、岐阜県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

耐震シェルターや防災ベッド(以下「耐震シェルター等」という。)といった命を守る観点からリスクを低減するための方策の普及を図るため、これらが備えるべき安全性能の基準や性能を確認する試験方法の策定、基準に適合する製品の認定制度の整備などの必要な措置を求める。

具体的な支障事例

(背景)

令和6年能登半島地震では、住宅の耐震化率が低い地方公共団体で住宅の被害が顕著であった。国が令和6年8月に作成した「木造住宅の安全確保方策マニュアル」によると、持ち家比率が高く、かつ、その所有者の多くが高齢者世帯である地域においては、住宅の耐震化率が相対的に低いとされている。

その要因として、耐震改修を行うための資力不足等が考えられることから、同マニュアルでは、本格的な耐震改修を行うことができない場合の方策として、命を守る観点からリスクを低減するための方策(以下「命を守る方策」という。)を含めて普及するとされている。

しかし、命を守る方策である耐震シェルター等への補助を行っている都道府県は、当県を含め、全国の半数以下の20府県に止まっている。(令和6年8月時点)

(支障事例)

耐震シェルター等は、地震で住宅が倒壊した場合でも、内部に空間を確保することで、圧壊から命を守ることを目的とした製品である。現状では、各メーカーにおいて、重量物の落下に対する防護性能試験や、製品自体を落下させる衝撃性能試験などが行われているが、試験の種類や方法、製品の安全性能は、メーカーごとに異なっている。

このように、耐震シェルター等が備えるべき安全性能の基準や認定制度がないため、補助を行うためには、各自治体でそれぞれ基準を設ける必要がある。

耐震シェルター等を製造する企業側も、独自の研究等から得た知見を基に製品を製造する必要がある。

このことが、新たな地方公共団体や企業が参入することの障害となり、命を守る方策の全国的な普及を妨げる一因となっていることが考えられる。

全国普及しないことで、価格の低廉化やデザイン・仕様の多様化が阻害され、そのことが、当県の補助が十分に活用されない状況に影響していることも考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体において補助の対象とする耐震シェルター等の選定をする場合、それぞれの地方公共団体が、個々のメーカーや製品の審査を行う必要があるが、国において認定に係る基準や手続を設け、それに沿って地方公共団体が判断を行うことで、これらの作業負担が軽減されると考える。負担が軽減されると、耐震シェルター等への補助を行う地方公共団体の増加が見込まれる。また、新規の企業が参入しやすくなり、価格の低廉化やデザイン・仕様の多様化が図られると、全国への普及が促進され、地震から命を守る観点からのリスクを低減することにつながると考えられる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、横浜市、川崎市、魚沼市、岐阜市、名古屋市、稻沢市、寝屋川市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

地震発生時の居住者の命を守る観点から、国土交通省としては、耐震性が不足する住宅については、耐震基準を満たす耐震改修を行うことが最も重要であると考えている。
主たる居室や寝室の構造部分のみを補強するいわゆる耐震シェルターは、やむを得ない場合のリスクを低減するための暫定的・緊急的な措置であると考えている。
一方で、いわゆる耐震シェルターの安全性を考えるに当たっては、居住者の生活の状況や建物の状況、使用に当たっての留意点等を総合的に考慮する必要があるため、いわゆる耐震シェルターについて国土交通省において統一的な基準を策定することは困難である。
仮に国土交通省において統一的な基準を考える場合、身体的状況や生活状況にかかわらず、すべての居住者が安全に避難できるものとして、建物全体の耐震基準をお示しすることとなる。
なお、いわゆる耐震シェルターに対する支援を地方公共団体が行うにあたり、他の地方公共団体の取組の例を参考としたいという要望があれば、必要に応じて全国の地方公共団体における対応状況を整理し、使用に際しての留意点とともに各自治体に対して情報提供を行うことは可能であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案に係る耐震シェルター等とは、住宅の構造部分を補強するものというより、製品として住宅の一室の内部に設置し、住宅が倒壊した場合でも製品内に命を守るために必要な空間を確保することを意図したものと想定している。
また、貴省は、令和7年度予算概算要求において、耐震シェルター等を対象とした支援事業の創設を要求していることから、事業化には至らなかったものの、貴省として補助対象とする耐震シェルター等のイメージを既に持っているものと推察する。
中山間地域等では、都市部に比べると住宅の規模が比較的大きいことから、耐震改修をしたくても補助額を大きく上回る工事費用が必要となり、断念せざるを得ないという状況がある。その中で、貴省が「木造住宅の安全確保方策マニュアル」で指摘しているとおり、そのような場合でも、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減するため、耐震シェルター等の命を守る方策を講じることは有効であると考える。
生活の状況や建物の状況、使用に当たっての留意点等を総合的に考慮する必要があるとのことだが、これらは所有者が自ら考え設定するものであるとして、総合的に考慮した安全基準や建物全体の耐震基準ではなく、製品を住宅の一室に設置する場合において、補助に値すると認めうる最低基準を策定すること、及び当該基準に適合する製品の認定等の可能性についても検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

耐震シェルター等の導入に当たっては、身体的状況や生活状況にかかわらず、全ての居住者が安全に避難できるものとして、居住者の生活の状況や建物の状況、使用に当たっての留意点等を総合的に考慮することが不可欠であり、国土交通省において統一的な基準を策定することは困難である。

また、ご指摘の令和7年度予算概算要求においては、耐震シェルターや耐震ベッドが社会資本整備総合交付金等の基幹事業の補助対象に含める要求を行ったが、個別の耐震シェルター等に求める性能について検討を行ったものではない。

現在、耐震シェルター等の設置については、社会資本整備総合交付金の効果促進事業を活用して各地方公共団体において支援が行われているものと認識しているところ、提案団体との打合せにおいて、自治体毎に補助対象になり得る製品を選定することが負担であるというご意見があつたことを踏まえ、既に支援を行っている地方公共団体の対応状況を整理し、使用に際しての留意点とともに各自治体に対して情報提供を行うこととしたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(35)社会資本整備総合交付金

(ii) 耐震シェルター等については、命を守るためのシェルター等を活用した防災政策の観点から、地方公共団体における補助に当たっての基準の設定及び製品の積極的な活用の促進に資するよう、地方公共団体において社会資本整備総合交付金の効果促進事業等を活用して補助を行った事例を収集・整理し、地方公共団体に令和8年中に周知する。